



# 防災通信

まなぼう災!

Vol. 9

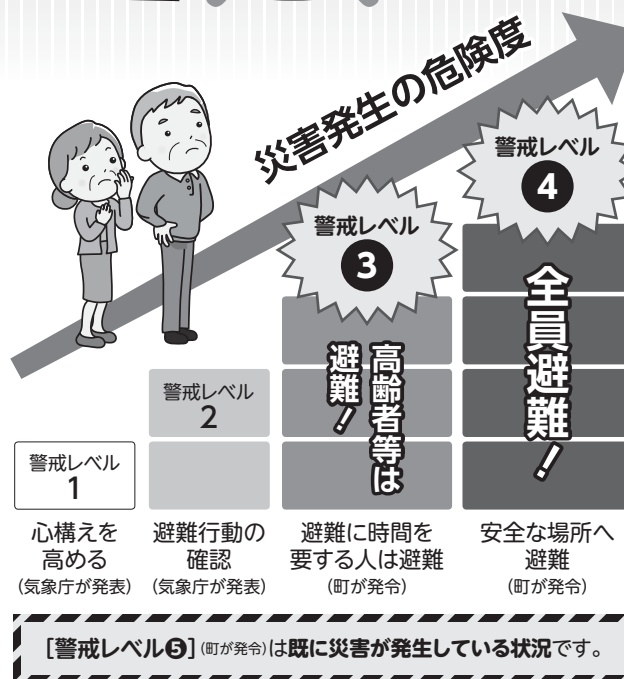
## ～「警戒レベル4」で 安全な場所へ全員避難!～

大雨や台風などによる洪水や土砂災害が、全国各地で毎年のように発生し、多くの被害がでていきます。

住民の皆さんが、災害の危険性を判断し、避難行動ができるように、避難に関する情報や防災気象情報等を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えしています。

「自分の命は自分で守る」ことが大切です。

役場から「警戒レベル4」(避難勧告や避難指示)が発令されたときは、災害が発生するおそれのある地域の方は全員速やかに避難してください。



■お問合せ 日高川町防災センター ☎24-9280

## 刈払機取扱作業者に対する 安全衛生教育

- 講習日時 令和2年7月28日(火)
- 講習場所 和歌山県建設会館3F会議室
- 講習時間 10:00～17:00
- 受講料 9,350円(テキスト代を含む)
- 申込方法 申込書に受講料を添えて持参または現金書留で郵送
- 申込期間 令和2年6月29日(月)から、定員になり次第締切り

～詳しくは、下記までお問合せください。～



■お問合せ・お申込み 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎ 073-436-1327 FAX 073-426-3987

## 児童手当・特例給付 『現況届』手続きのご案内



6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です!

### ●現況届(毎年6月に提出)

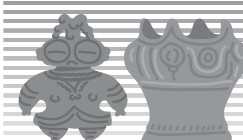
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### ●受付期間

令和2年6月30日(火)(必着)まで  
※児童手当・特例給付現況届(6月上旬に受給者宅へ郵送します)

■お問合せ・申請窓口 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505



## 埋蔵文化財包蔵地における 土木工事等の取扱いについて



### ① 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは土の中に埋まっている文化財のことで、土器・石器などの「遺物」と、古墳・住居跡など「遺構」のことをいいます。町内には多くの埋蔵文化財が存在しております。埋蔵文化財が所在する土地(範囲)のことを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、一般に「遺跡」と呼ばれています。

### ② 遺跡範囲内で土木工事をする場合は

遺跡の範囲内で住居建築・開発行為等の土木工事を行う場合は、工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。届出書の様式については日高川町教育委員会で直接お受け取りいただくか、日高川町教育委員会のWEBページからダウンロードしてください。[アドレス: <http://www.hidakagawa-ed.jp/>]

届出書は、町教育委員会を経由し県教育委員会へ提出され、県教育委員会から指導内容(確認調査・工事立会・慎重工事等)の通知が届出者に伝達されます。この間、土木工事等については着手することができません。

### ③ 遺跡の範囲を確認するには

工事予定地の場所が分かる地図(住宅地図等)を持参のうえ、日高川町教育委員会教育課へお越しください。

もしくは、和歌山県地理情報システムにて確認してください。[アドレス: <http://www2.wagmap.jp/wakayamaken/>]

土木工事を実施する場所が遺跡に入っている場合は、県教育委員会での協議や調整および調査のため日数がかかります。できる限り早い時期に遺跡の範囲かどうかを確認してください。

■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

## 事業主の皆さまへ 和歌山労働局からのお知らせ 令和2年度の労働保険年度更新について

本年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新(申告・納付)を円滑に実施する環境を整えるため、令和2年6月1日(月)から7月10日(金)までの期間を8月31日(月)までの3ヶ月の期間に延長することとなりました。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成のうえ、6月1日(月)から8月31日(月)までの間に申

告・納付をお願いします。

なお、申告書の提出にあたっては、電子申請や郵送の積極的なご活用をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による労働保険料等の納付猶予の特例もあります。

詳しくは、和歌山労働局のホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

■お問合せ 和歌山労働局総務部労働保険徴収室 ☎073-488-1102